

株 主 各 位

大阪市中央区備後町二丁目4番9号
東邦金属株式会社
代表取締役社長 小 樋 誠 二

第71回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月28日（月曜日）午後5時45分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日） 午前10時
2. 場 所 大阪市中央区今橋四丁目4番11号 大阪倶楽部4階

会場変更	本総会の開催場所は昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。
------	---

3. 目 的 事 項
報告事項 第71期（2020年4月1日から
2021年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
議 案 補欠監査役1名選任の件

以 上

※ 当日ご出席の株主様へのお土産は廃止させていただいております。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

- ◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tohokinzoku.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の計算書類は、会計監査人及び監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類の一部であります。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tohokinzoku.co.jp/>）に掲載させていただきます。

<新型コロナウイルス感染症の対策に関するお知らせ>

当社第71回定時株主総会における、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた当社の対応につきましては、ご出席の株主様の安全を第一に考え、以下のとおり運営させていただきます。

株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 株主様へのお願い

- ・感染防止拡大のため、本年はご出席を自粛いただき、書面による議決権行使を強くご推奨申し上げます。

2. ご来場される株主様へ

- ・株主総会開催時点での流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防策にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
- ・株主総会会場におきましては、受付前に検温をさせていただく場合がございます。また、マスクのご着用やアルコール消毒液のご使用等のご協力をお願いする場合がございます。
- ・会場内では、席を空けてご着席をお願いする場合がございます。

3. 当社の対応について

- ・株主総会開催日時点の状況に応じ、アルコール消毒液の設置、株主総会に出席する取締役・監査役及び運営スタッフのマスク着用等、感染予防のための措置を講じる場合もありますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声掛けをさせていただきます場合もございますので、予めご了承ください。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tohokinzoku.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度（2020年4月1日～2021年3月31日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のための経済活動の抑制により、急速に悪化しました。その後、緊急事態宣言解除後の段階的な経済活動の再開に伴い、緩やかに回復の動きがみられたものの、感染症の再拡大に歯止めがかからず、厳しい状況が続いております。

海外においても、新型コロナウイルス感染症は、再拡大を繰り返しており、ワクチン接種による収束期待が高まるものの、依然として先行きは不透明な状況にあります。

このような状況下、当社は安定した利益の確保を最重要課題に掲げ、売上高の確保及び材料歩留改善、生産性改善、購入価格低減、固定費削減などの原価低減活動に注力いたしました。

売上高は、タングステン・モリブデン製品の需要低迷が続いたものの、自動車用電極部品や光通信用タングステン合金等の販売が好調に推移したことにより、4,173百万円（前期 3,750百万円）と前期比11.3%の大幅な増収となりました。

損益面は、増収効果に加え、工場の部分的な臨時休業を含めた労務費、経費等の削減により、営業利益は127百万円（前期 営業損失183百万円）となりました。

営業外収益は雇用調整助成金、受取利息及び配当金等により81百万円となり、営業外費用は貸倒引当金繰入額、支払利息等により25百万円となりました。

結果、経常利益は184百万円（前期 経常損失163百万円）、当期純利益は149百万円（前期 当期純損失169百万円）となりました。

セグメント区分別の状況は、次のとおりであります。

（電気・電子）

タングステン・モリブデン製品の売上高は、前期に引き続き半導体市場に加え自動車業界の需要低迷により、1,221百万円（前期 1,322百万円）と7.6%の減収となりました。

合金及び電気・電子部品の売上高は、光通信用タングステン合金が好調に推移し、727百万円（前期 641百万円）と13.4%の大幅な増収となりました。

その他製品において、市場での交換需要により自動車用電極部品が増加し、売上高は1,806百万円（前期 1,360百万円）と32.8%の大幅な増収となりました。

この結果、電気・電子合計の売上高は3,756百万円（前期 3,324百万円）と13.0%の大幅増収となり、営業利益169百万円（前期 営業損失142百万円）となりました。

（超硬合金）

超硬合金は、売上高は417百万円（前期 426百万円）と2.1%の減収となり、営業損失41百万円（前期 営業損失41百万円）となりました。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当事業年度における設備投資の総額は106百万円であり、主な内容は、設備の更新及び生産改善設備であります。これに要した資金は自己資金及び借入金によっております。

(3) 財産及び損益の状況

区 分	第 68 期 (2018年3月期)	第 69 期 (2019年3月期)	第 70 期 (2020年3月期)	第71期(当事業年度) (2021年3月期)
売 上 高 (千円)	3,665,244	4,157,388	3,750,829	4,173,153
経 常 利 益 (千円) (△は損失)	221,085	160,275	△163,645	184,146
当 期 純 利 益 (千円) (△は純損失)	184,244	74,305	△169,250	149,465
1株当たり当期純利益(円) (△は純損失)	79.44	32.04	△72.99	64.46
総 資 産 (千円)	4,818,153	5,006,249	4,814,514	5,460,138
純 資 産 (千円)	2,310,727	2,291,894	2,073,239	2,299,026
1株当たり純資産(円)	996.39	988.33	894.18	991.60

- (注) 1. 第68期における数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。
3. 1株当たり純資産は期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。
4. 当社は、2017年10月1日を効力発生日として、普通株式を10株につき1株の割合をもって株式併合を実施したため、第68期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(4) 対処すべき課題

当社が製造しているタングステン・モリブデン製品はニッチな市場になっており、国内において一貫生産を行う企業も数少なくなっています。このニッチな市場で安定基盤を作り、その基盤の上に新しい付加価値を持った製品の製造販売に取り組み、適正な利益を確保し、継続的に企業価値を高めるために、以下の重点政策に取り組んでまいります。

- ① 顧客の要求にこたえる高品質・安定供給の追及
 - ・守るべき技術をひたむきに伝承するとともに、必要に応じて、設備を更新する。
 - ・海外顧客にも積極的に対応し、拡販できる体制を作る。
 - ・製造技術、管理技術のレベルアップにより、顧客迷惑度ゼロの品質を目指す。
- ② 製造販売体制の機能の強化
 - ・営業は、精度の高い製品等の情報を入手し、購買、製造の司令塔となる。
 - ・購買は、グローバルな最適調達を行う。
 - ・製造は、半自動化を含めた自動化などで、工程の省人化を目指す。
- ③ 新規製品の開発・販売の強化
 - ・当社の技術を必要とする顧客を新規開拓する。
 - ・産学連携での開発テーマを推進するための要員を強化し、特許の取得済み製品なども含め、開発製品の顧客を開拓する。
- ④ ステークホルダーへの説明責任
 - ・内部統制の強化及びコンプライアンスの徹底でガバナンスを高める。
 - ・ハラスメントを防止し、安全、安心な職場づくりを行うとともに、人、地域、地球にやさしいE C Oライフの実現を目指す。

株主の皆様には、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

タングステン・モリブデン部門	蛍光灯及びハロゲンランプ用ワイヤー、放電灯用タングステン電極、高純度タングステン線棒及び加工部品、タングステン釣糸、照明灯用サポート・アンカー・マンドレル及びリード用ワイヤー、高温炉用構造部品、マグネトロン部品、タングステン・モリブデン板及び板加工品、TIG溶接用電極、放射線防護服
合金及び電気・電子部品部門	銅タングステン及び銀タングステン合金製品、タングステン重合金製品
超硬合金部門	削岩機用・穿孔機用の各種ビット、都市土木用各種ビット、耐摩耗部品、鉱山用・耐摩耗用及び切削用超硬合金チップ、軟弱地盤穿孔用補助工具システム、地雷除去機用部品
その他の部門	各種焼結電極、溶湯测温用モリブデン合金シース、他

(6) 主要な営業所及び工場 (2021年3月31日現在)

営業所	本社	大阪市中央区
	東京支店	東京都港区
工場	門司工場	北九州市門司区
	寝屋川工場	大阪府寝屋川市

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)

使用人数 (前事業年度末比)	平均年齢	平均勤続年数
139名 (1名減)	40.3才	18.2年

- (注) 1. 上記使用人数は正社員数であり、使用人兼務取締役は含まれておりません。
2. この他、派遣及びパートタイマー等臨時従業員数は123名であります。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(9) 主要な借入先及び借入額 (2021年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	935,000
株 式 会 社 伊 予 銀 行	765,000
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	275,000

2. 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 4,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,338,001株
- (3) 事業年度末の株主数 2,236名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
太 陽 鋳 工 株 式 会 社	726,700	31.34
株 式 会 社 川 嶋	220,000	9.49
双 日 株 式 会 社	126,800	5.47
共 栄 火 災 海 上 保 険 株 式 会 社	78,570	3.39
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	66,394	2.86
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	54,951	2.37
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	48,252	2.08
矢 野 金 属 株 式 会 社	41,700	1.80
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	29,300	1.26
株 式 会 社 ニ チ リ ン	28,800	1.24

(注) 持株比率は自己株式 (19,498株) を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	小 樋 誠 二	管理部門・品質保証 部門担当	太陽鉦工株式会社代表取締役社長
専 務 取 締 役	藤 原 一 信	営業・購買部門担当	
常 務 取 締 役	岩 隈 和 夫	工場部門担当	
取 締 役	渡 部 聡	超硬部長兼技術開発 部長	
取 締 役	鈴 木 一 史		
取 締 役	飯 島 宗 文		
常 勤 監 査 役	森 本 幾 雄		
監 査 役	深 瀬 真 一		日本精化株式会社取締役執行役員管理本 部長
監 査 役	黒 岩 松 彦		

- (注) 1. 取締役 鈴木一史及び取締役 飯島宗文の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 深瀬真一及び監査役 黒岩松彦の両氏は、社外監査役であります。
 3. 法福英志氏は、2020年6月26日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって取締役を任期満了により退任いたしました。
 4. 山下泰之氏は、2020年6月26日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任いたしました。
 5. 森本幾雄氏は、2020年6月26日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって取締役を任期満了により退任し、監査役に就任いたしました。
 6. 当社は、取締役 飯島宗文、監査役 深瀬真一及び監査役 黒岩松彦の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

取締役の業績向上への意欲を高め、長期的な企業価値の増大に資する報酬体系を構築すべく、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という）の原案を代表取締役社長が作成し、2021年2月25日開催の取締役会において決定方針の決議をいたしました。

イ. 決定方針の内容の概要

当社の取締役の報酬は、取締役の業績向上への意欲を高め、長期的な企業価値の増大に資する体系とすることを基本方針とし、固定報酬を支払うこととします。固定報酬は、月例の固定報酬とし、業績に対する功績、役位、職責、在任年数、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとします。また、固定報酬とは別に、一定の算定に基づき、退職慰労金を退任後に支払うこととします。

ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、代表取締役社長が、決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行ったうえ原案を作成、提案し、取締役会にて、その内容を審議しており、決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役会の金銭報酬の額は、1985年6月28日開催の第35回定時株主総会において月額7,000千円以内(但し、使用人給与は含まない)と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名(うち、社外取締役は2名)です。

当社監査役の金銭報酬の額は、1985年6月28日開催の第35回定時株主総会において月額2,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる役員 の員数(名)
		固定報酬	退職慰労金	
取締役(社外取締役を除く)	62,352	52,402	9,950	6
監査役(社外監査役を除く)	9,780	8,280	1,500	2
社外取締役	6,600	6,000	600	2
社外監査役	6,600	6,000	600	2

- (注) 1. 上記には2020年6月26日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含めております。また、森本幾雄氏は、第70回定時株主総会において取締役を退任した後、監査役に就任したため、人数及び支給額について取締役期間は取締役に、監査役期間は監査役に含めて記載しております。
2. 支給額には使用人兼務取締役の使用人給与12,600千円は含まれておりません。
3. 退職慰労金は、役員退職慰労引当金繰入額を含めております。

(3) 責任限定契約の概要

当社は、鈴木一史氏、飯島宗文氏、森本幾雄氏、深瀬真一氏及び黒岩松彦氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限とすることを旨とする責任限定契約を締結しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役 鈴木一史氏は、太陽鋳工株式会社の代表取締役社長を兼務しております。同社は当社の発行済株式の31.34%を保有する株主であり、当社は同社よりモリブデン原材料の購入を行っております。

監査役 深瀬真一氏は、日本精化株式会社の取締役を兼務しております。同社は当社の発行済株式の1.14%を保有する株主であります。同社と当社の間には取引関係はありません。

② 主要な取引先等の特定関係事業者との関係

取締役 鈴木一史氏の3親等以内の親族である鈴木一誠氏は、当社の主要な取引先である太陽鋳工株式会社の代表取締役会長であります。

③ 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	鈴木一史	当事業年度開催の取締役会11回中10回に出席し、海外業務の経験に加え、当社に関する業界に精通し、企業経営に関する幅広い見識に基づき、質問・提言等を適宜行うことなどにより、社外取締役としての適切な役割を果たしております。
取締役	飯島宗文	当事業年度開催の取締役会11回のすべてに出席し、他業種の経営者及び監査役としての豊富な経験から培われた知見及び高い見識に基づき、取締役会では忌憚のない意見を述べており、社外取締役としての適切な役割を果たしております。
監査役	深瀬真一	当事業年度開催の取締役会11回のすべてに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。当事業年度開催の監査役会12回のすべてに出席し、監査に関する重要事項の協議等を行っております。また、経営トップとの意見交換会に参加するとともに、適宜事業所の現場往査を行っております。
監査役	黒岩松彦	当事業年度開催の取締役会11回中10回に出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。当事業年度開催の監査役会12回中11回に出席し、監査に関する重要事項の協議等を行っております。また、経営トップとの意見交換会に参加しております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名 称 監査法人和宏事務所

(2) 報酬等の額

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬 13,000千円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 13,000千円

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査実績を確認し、当該事業年度の監査計画における内容、監査時間及び報酬見積りの算出根拠を検証し、監査の遂行状況の相当性及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記のほか会計監査人の解任又は不再任の決定は、法令違反等による懲戒処分や欠格事由の有無、独立性、内部管理体制、監査品質及び品質管理体制、監査報酬の水準、継続監査期間、監査活動の適切性等の職務の執行に関する事項を総合的に判断する方針に基づき、検証の結果、会計監査人として相当性が認められない場合は、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該議案を株主総会へ提案いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 決議の内容の概要

当社は、2006年5月26日開催の取締役会におきまして、「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。

なお、本決議は適宜に改定を行っており、下記は最新の決議の内容であります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社は取締役及び使用人が法令、定款その他の社会的規範に従って事業を運営するため東邦金属行動憲章を宣言し、コンプライアンス体制の基盤となる東邦金属行動指針を策定しています。
- b. 東邦金属行動憲章の遵守を徹底するため、倫理規定その他の関連規定を整備するほか、内部監査室を設置しています。万一違反が発見された場合は、すみやかに当社の内部統制委員会において報告し、その解決策を決定します。また、内部通報制度として、窓口を社内に加え社外にも設置し、使用人等からの相談・通報を直接受けた際は、問題の早期解決を図りつつ、通報者の秘密を厳守するとともに、通報者が不利益を被ることがないよう万全の体制を期しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は法令及び情報管理規定、プライバシー・ポリシー、株主さまの個人情報に関する方針その他の社内規定に基づき、適切に文書及び情報の保存及び管理を行います。

③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- a. 当社はISO9001及びISO14001の認証を受け、当社が損失の危険として最も重要視すべき品質管理及び環境保全に対し、積極的に取り組んでいます。
- b. 各部長は、その担当する部門において発生する可能性がある安全衛生、環境・防災、品質、情報管理、知的財産その他の事業上のリスクを適切に把握・評価し、その発生 of 未然防止を図ります。
- c. 事業運営に重大な影響を与える経営危機が発生したときは、あらかじめ定める危機管理規定に従い、緊急対策本部を設置して対応します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 当社は取締役会を定期的に、また、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行います。

- b. 取締役会の機能をより機動的かつ強化されたものとし経営の効率を向上させるため、毎月1回経営会議を開催しています。ここでは、経営に関する重要な事項について意思決定を行うほか、経営計画及び経営方針を策定し発表を行っています。
 - c. 日常的な業務については個別に決裁権限を定め、効率性と慎重性を兼ね備えた業務執行を実現しています。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合におけるその使用人及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a. 監査役が使用人の設置を求めた場合は、当社は、その業務補助のため監査役スタッフを任命します。
 - b. 監査役スタッフの人事異動、報酬、懲戒その他の人事考課については、取締役が監査役の同意を得て行うものとします。
- ⑥ 監査役への報告に関する体制
- a. 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項、当社に著しい影響をおよぼすおそれのある事項、毎月の経営状況として重要な事項、内部通報のあった事実その他の重要事項を遅滞なく報告するものとします。
 - b. 取締役または使用人は、その業務執行について監査役から説明を求められたときは、これに応じるものとします。
 - c. 規定により整備している内部通報制度を通じ、使用人は監査役に対し匿名で通報することができるほか、取締役、使用人及び監査役は通報した使用人が不利益な処遇を受けることがないよう、十分な配慮を図るものとします。
- ⑦ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する体制
- 監査役から旅費交通費その他費用の前払いまたは償還の請求があったときは、その費用が職務に関するものと認められるかぎり、社内規定に従い迅速にお支払いいたします。
- ⑧ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 監査役は、取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席することができるものとします。
 - b. 監査役は、取締役、会計監査人及び内部監査室と定期的な情報交換を行うなど、緊密な連携を保つものとします。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- a. 財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある法令に基づき、評価、維持、改善等を行います。
 - b. 当社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めます。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役会は、決議事項等を具体的に定めた社内規程に従って活発な議論のもと審議を行い、迅速に意思決定するとともに、取締役の業務の執行を監督しております。また、取締役会の実効性の向上に資するよう各役員にアンケートを実施し、改善に努めております。

内部統制委員会は、法令遵守、リスク管理、財務報告に係る内部統制の体制の整備、維持を目的として設置され、法令、定款及び社内規程の遵守状況の監視等を行うとともに、定期的にその内容を取締役に報告しております。

監査役は、監査役会で決定された監査方針、監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会、経営会議等の重要会議の出席、重要な決議書類の閲覧、代表取締役社長を含めた取締役、内部監査室、品質保証部並びに会計監査人との間の意見交換、情報共有等により監査の実効性を高めております。

内部監査室は法令・規程遵守の観点から、業務全般にわたる内部監査を実施するとともに、通報制度の運用等を実施しております。

品質保証部は品質管理及び環境保全の観点から、業務全般にわたる内部監査を実施しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、比率、「使用人の状況」の平均年令、平均勤続年数、及び「財産及び損益の状況」の1株当たり情報は表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産		負 債	
流 動 資 産	3,350,239	流 動 負 債	2,124,064
現金及び預金	599,804	支払手形	3,923
受取手形	110,209	買掛金	154,189
電子記録債権	183,423	電子記録債務	203,460
売掛金	1,036,197	短期借入金	1,110,000
商品及び製品	57,380	1年内返済予定の長期借入金	305,000
仕掛品	643,925	リース債務	9,669
原材料及び貯蔵品	593,154	未払金	180,789
前払費用	25,487	未払法人税等	42,670
その他	100,656	未払費用	17,329
固 定 資 産	2,109,899	前受り金	1,919
有形固定資産	1,408,906	預り金	5,140
建物	282,996	賞与引当金	74,816
構築物	11,099	営業外電子記録債務	15,155
機械及び装置	265,573	固 定 負 債	1,037,047
車両運搬具及び工具器具備品	39,427	長期借入金	560,000
土地	782,785	リース債務	17,598
リース資産	26,469	繰延税金負債	114,756
建設仮勘定	553	退職給付引当金	267,554
無形固定資産	7,993	役員退職慰労引当金	63,195
ソフトウェア	3,224	資産除去債務	9,083
リース資産	684	その他	4,860
電話加入権	4,084	負 債 合 計	3,161,112
投資その他の資産	692,998	純 資 産	
投資有価証券	605,319	株 主 資 本	1,963,757
関係会社株	16,435	資本金	2,531,828
その他	93,086	資本剰余金	237,794
貸倒引当金	△21,842	その他資本剰余金	237,794
資 産 合 計	5,460,138	利益剰余金	△777,922
		その他利益剰余金	△777,922
		繰越利益剰余金	△777,922
		自 己 株 式	△27,942
		評価・換算差額等	335,268
		その他有価証券評価差額金	335,268
		純 資 産 合 計	2,299,026
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	5,460,138

損 益 計 算 書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額		
売 上 高	4,173,153		
売 上 原 価	3,550,946		
売 上 総 利 益	622,207		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	494,241		
営 業 利 益	127,966		
営 業 外 収 益	81,776		
助 成 金 収 入			55,616
受 取 利 息 及 び 配 当 金			20,257
そ の 他			5,902
営 業 外 費 用	25,596		
支 払 利 息			15,987
貸 倒 引 当 金 繰 入 額			9,110
そ の 他			498
経 常 利 益	184,146		
税 引 前 当 期 純 利 益	184,146		
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	34,680	34,680	
当 期 純 利 益	149,465		

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

項目	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		その 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	その 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
2020年4月1日残高	2,531,828	237,794	237,794	△927,388	△927,388	△27,804	1,814,429
事業年度中の変動額							
当期純利益				149,465	149,465		149,465
自己株式の取得						△137	△137
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	149,465	149,465	△137	149,327
2021年3月31日残高	2,531,828	237,794	237,794	△777,922	△777,922	△27,942	1,963,757

項目	評価・換算差額等		純資産合計
	その 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2020年4月1日残高	258,809	258,809	2,073,239
事業年度中の変動額			
当期純利益			149,465
自己株式の取得			△137
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	76,458	76,458	76,458
事業年度中の変動額合計	76,458	76,458	225,786
2021年3月31日残高	335,268	335,268	2,299,026

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月17日

東邦金属株式会社
取締役会 御中

監査法人和宏事務所

大阪府大阪市

代表社員 公認会計士 南 幸 治 ㊞
業務執行社員
代表社員 公認会計士 平 岩 雅 司 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東邦金属株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査の計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び工場等主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人和安事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月21日

東邦金属株式会社 監査役会

常勤監査役 森 本 幾 雄 ㊟
社外監査役 深 瀬 真 一 ㊟
社外監査役 黒 岩 松 彦 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 補欠監査役1名選任の件

法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

また、本選任の効力につきましては、その就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

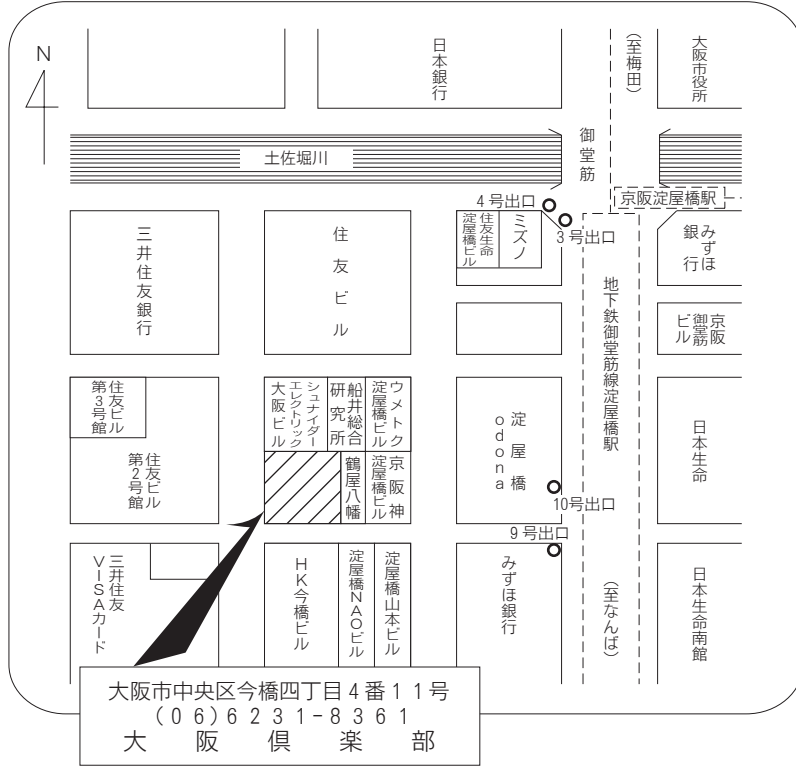
氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
木村敏文 1952年12月9日生	1975年4月 太陽鋳工株式会社入社 2001年7月 同社経理部部长 2006年5月 陽和興産株式会社監査役 2006年5月 太陽ビルディング株式会社監査役 現在に至る 2006年7月 太陽鋳工株式会社営業部大阪支店支店長 2007年6月 同社取締役総務部長兼経理部長 2013年4月 同社取締役福井工場長 2013年8月 鈴木薄荷株式会社監査役 現在に至る 2015年6月 太陽鋳工株式会社監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) 太陽鋳工株式会社監査役 太陽ビルディング株式会社監査役 鈴木薄荷株式会社監査役	0株
(補欠の社外監査役候補者とした理由について) 木村敏文氏は、太陽鋳工株式会社において経理部部长を務め、また多数の企業における監査役としての豊富な経験に基づき、財務及び会計の観点に立ち、且つ客観的な見地から、当社の監査に携わっていただけると判断し、引き続き補欠の社外監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 木村敏文氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 木村敏文氏は、現に、当社の特定関係事業者である太陽鋳工株式会社の監査役を兼務しております。
 4. 責任限定契約について
 当社は補欠監査役候補者木村敏文氏が当社監査役に就任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限とすることを旨とする責任限定契約を締結する予定であります。
 5. 当社は、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を保険会社との間で締結しており、当該保険

により被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が補填されます。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。なお、保険料については取締役会決議により全額会社が負担し、本議案が原案どおり可決され、かつ、候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

以 上

株主総会会場ご案内



当会場の最寄り駅は、地下鉄（御堂筋線）及び京阪電鉄淀屋橋各駅より歩いて約7分

○印は、地下鉄（及び京阪電鉄）出入口

なお、会場の駐車場は利用できませんので、総会会場へは公共の交通機関をご利用ください。

会場変更

開催場所が昨年と異なりますので、お間違えの無いようご注意願います。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本年はご出席を自粛いただき、書面による議決権行使を是非ともお願い申し上げます。